(別添)

建設コンサルタント業務等 指名業者審査基準

令和5年3月一部改正 北海道開発局 事業振興部 工事管理課

1. 基本事項

通常指名競争における指名業者の選定については、「北海道開発局工事等競争参加者選定要領(平成12年12月19日北開局工第333号)第26条、第27条」及び「建設コンサルタント業務等請負契約に係る指名基準の運用について(令和3年11月5日北開局工管第123号)」に基づく指名基準により実施しているところであるが、具体的な選定基準は、本基準により運用するものとする。

[補足事項]

通常指名競争入札は、他の入札方式と比べ、受発注者の負担軽減を図ることができること や受注の隔たりの緩和等の利点がある。そのため、会計法令等を踏まえつつ、引き続き、通 常指名競争入札の活用を図るとともに、多様な入札契約方式の活用も合わせて実施してい くこととする。

2. 1次選定(選定候補業者群の作成)

北海道開発局における測量、土木関係コンサルタント、建築関係コンサルタント、補償関係コンサルタント、地質調査の通常指名競争入札に係る指名業者の1次選定を行う評価基準は以下を基本とする。

判断項目	選定における着目点
1. 有資格業者	北海道開発局の当該業種区分にかかる参加資格がある者を要件と して設定する
2. 欠格要件の有無	以下の欠格要件に該当しないことを要件として設定する 1) 不誠実な行為の有無 ・贈賄及び不正行為等に基づく指名停止期間中であること ・警察からの排除要請等があり、当該状態が継続していること 2) 経営状況 ・手形交換所による取引停止処分の事実があること ・主要取引先からの取引停止等の事実があること ・経営状況が極めて不安定であること 3) 安全管理の状況 ・事故等に基づく指名停止期間中であること ・労働基準監督署からの安全管理に関する指導を受けているにも関わらず改善を行っていない状態が継続していること 4) 労働福祉の状況 ・賃金不払い等による労働基準監督署からの通報があるにも関わらず改善がない状況が継続していること 5) コンサルタント等登録 ・当該業務の業種区分が測量である場合、測量法に基づく登録がないこと又は営業停止期間中であること ・当該業務の業種区分が測量以外である場合、各々関係する下記の登録規程に基づく部門の登録がないこと又は登録停止期間中であること (建設コンサルタント登録規程、地質調査業者登録規程又は補償コンサルタント登録規程)
3. 地理的条件	業務内容に応じて次のいずれかを要件として設定する ①開発建設部管内に本店を有する ②道内に本店を有する ③開発建設部管内に本店、支店又は営業所を有する ④道内に本店、支店又は営業所を有する ※競争性が確保できない場合は、条件を拡げて設定すること
4. 業務実績に関する要件 ※業務内容により適宜設定	当該業務と同じ業務キーワードの全国における業務実績を要件として設定する ・業務実績は、国の機関、都道府県、市町村(政令市含む)、高速道路会社等の過去10年間の実績を対象とし、業務実績はTECRIS等の業務段階コード又は業務内容コード、業務キーワードにより検索すること

3. 2次選定のための技術審査基準(10者程度 ABC評価により指名選定)

1次選定で抽出した選定候補業者群を対象に、2次選定を行う評価基準は以下を基本とする。

技術審査基準

(すべて企業の評価)

評価項目		選定項目	評価					
āi	f個項日	(選定における着眼点)	2 A	А	В С		備考	
O	Tの確実性 持ち業務の	北海道開発局における同一業種区分での 当該年度の当初契約金額÷過去5年度平均最終契約金額	_	0.5 未満	0.5以上 ~ 1.5未満	1.5以上	注1)	
②技術的特性	業務実績	道内における業務実績 (業務キーワードの過去10年間の実績)	国(自開発 建設部)	国(自開発建設部以外)	国(開発局 以外)・高 速道・北海 道	市町村(政 令市含む)		
	地域精通度	地理的条件について、業務内容に応じて適宜設定する (1 次選定 3. 地理的条件①~④における例を以下に記す) < 設定例> ① [A] 自開発建設部管内に本店を有する	適宜設定	適宜設定	適宜設定	適宜設定		
	技術者評価	道内における有資格技術者の有無	_	α が 1名以上	β が 2名以上	A、B以外	注2)	
③公平性 (指名回数)		同一開建かつ同一業種区分での 当該年度における通常指名競争入札の指名回数	無し	1 🛽	2 回	3回以上		
④ 業剂	务成績	北海道開発局における過去2年の同一業種区分の平均点	80 点以上	77 点以上 80 点未満	74 点以上 77 点未満	74 点未満 もしくは 実績無し	注1)	
⑤表彰		過去2年の同一部門(開発局発注業務の優良業務表彰受賞歴 における同一事業部門)表彰	_	_	局長表彰	部長表彰	注1) 注3)	
⑥その他		公平かつ公正に業者を選定するとともに、機会均等の趣旨に のっとり、中小企業者の受注機会に配慮	-	中小企業	_	大手企業 公益法人		

- ・上記、評価項目①~⑥での「A」の総数にて評価を行い、原則として上位 1 O 社程度を選定する。
 - ※評価「A」の数が同数の場合は、「B」「C」の順番に総数の評価を行う。
 - ※評価「A」「B」「C」の数が同数の場合は、下記の手順で順位付を行う。
 - ・手順-1:過去2年の同じ業種区分の業務成績平均点数の高い者
 - ・手順-2:手持ち業務における当該年度業務契約金額の低い者
 - ※なお、手順-2でも順位付が同数となる場合は、同数の者を含めた10社以上の 指名選定としてもよい
- ・各評価項目の基準日は別紙のとおり。

- 注) 1 評価項目①、④、⑤の対象は、北海道開発局発注業務である。
- 注) 2 有資格技術者の有無の評価内容は下記によるが、業務内容に応じて適宜設定すること。

業種区分	α	β
• 測量	・測量士	・測量士補
・土木関係コンサルタント	・技術士【総合技術監理部門(〇〇) 又は〇〇部門】	・一級土木施工管理技士 ・環境計量士 ・第一種電気主任技術者 ・第一種伝送交換主任技術者 ・線路主任技術者 ・RCCM ・APECエンジニア
・地質調査	・技術士【総合技術監理部門(建設・ 応用理学)、建設部門(土質及び基 礎)、応用理学部門(地質)】	• 地質調査技士

- 注) 3 (1) 表彰における過去2年の切り替え基準日は、毎年8月1日を原則とする。
 - (2)表彰の評価は、過去2年における当該業務と同一部門(開発局発注業務の優良業務表彰受賞歴における同一事業部門)の局長表彰、部長表彰の受賞歴とする。

4. 指名業者(指名競争入札参加者)の決定

指名業者(通常指名競争入札参加者)は、入札・契約手続運営委員会において決定する。

選定項目における基準日

						_
評価項目		選定項目 (選定における着眼点)	基準日	入札・契約手続運営委員会が 基準日より前に開催 例)当該年度を令和3年度とした場合	入札・契約手続運営委員会が 基準日以降に開催 例)当該年度を令和3年度とした場合	
①履行の確実性 (手持ち業務の状 況)		北海道開発局における同一 業種区分での当該年度の当	右記による	選定案作成時※3の最新データ(工事管理課で毎月1日更新)を使用する (例 最新データが6/1更新の場合、4/1~4/30 迄の当初契約金額データとなっている)		*
		初契約金額 ^{※1} ÷過去5年度 平均最終契約金額 ^{※2}	4月1日	H27.4.1 から R2.3.31 の完了業務	H28.4.1 から R3.3.31 の完了業務	*
②技術的特性	業務実績	道内における業務実績 業務キーワードの過去10年 間の実績	4月1日	H22.4.1 から R2.3.31 の完了業務	H23. 4. 1 から R3. 3. 31 の完了業務	
	地域精通度	地理的条件について、業務 内容に応じて適宜設定する				
	技術者評価	道内における有資格技術者 の有無				
		同一開建かつ同一業種区分 での当該年度の指名回数	右記による	選定案作成時 ^{※3} の最新データ (工事管理課で毎週月曜日更新) を使用する (例 最新データが 6/1 更新の場合、当該年度契約業務における 5/31 迄の通常指名 競争の指名回数となっている)		
④業務成績		北海道開発局における過去 2年の同一業種区分の平均 点	8月1日	H30. 4. 1 から R2. 3. 31 の完了業務	H31.4.1 から R3.3.31 の完了業務	
⑤表彰		過去2年の同一部門(開発 局発注業務の優良業務表彰 受賞歴における同一事業部 門)表彰	8月1日	平成 30 年度、令和元年度表彰	令和元年度、令和2年度表彰	
⑥その他		機会均等の趣旨にのっとり、中小企業者の受注機会に配慮				

※3 選定案は入札・手続運営委員会開催日の14日前から開催日までの間に作成すること